



2026 年 8 月 10 日

各 位

会 社 名 SAAFホールディングス株式会社
代 表 者 代表取締役 社長執行役員 左奈田 直幸
(コード：1447、東証グロース)
問 合 先 常務執行役員経営管理本部長 宗宮 伸英
(電話番号：03-6770-9970)

「臨時株主総会招集ご通知」の一部訂正について

当社「臨時株主総会招集ご通知」の記載内容の一部に訂正すべき事項がありましたので、お詫び申し上げますとともに、記載内容を訂正いたしました。訂正の内容は下記のとおりです。

なお、当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社サービス）には訂正後の電子データを掲載しておりますが、既に株主の皆様へ郵送する書面の印刷手続きが完了しているため、お手元に届くものは訂正前の内容となりますので、何卒ご了承ください。

記

1 変更箇所①（委任状のご記入方法を追記しています。）

変更ページ	4 ページ	変更箇所	委任状による議決権行使のご案内
変更前	【委任状による議決権行使のご案内】 委任状による議決権行使とは、代理人に対して議決権の行使を委任いただく方法です。 <u>当社としましては、株主の皆様による議決権の行使をお願いするものですが、委任状により議決権行使をする場合には、</u> ①下記「委任状のご記入方法」をご確認の上、委任状に必要事項をご記入いただき、 ②議決権行使書用紙と共に、 ③返信用封筒にて、 <u>2026年8月24日（月曜日）午後6時までに到着するようご返信ください。</u> ※各議案につき賛否の表示がない場合には、会社提案議案に「賛」、株主提案議案に「否」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。 ※委任状による議決権行使と議決権行使書またはインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合は、委任状による議決権行使の内容を有効なものとして取り扱わせていただきます。		

【委任状による議決権行使のご案内】

委任状による議決権行使とは、代理人に対して議決権の行使を委任いただく方法です。

当社としましては、株主の皆様による議決権の行使をお願いするものですが、委任状により議決権行使をする場合には、

- ①下記「委任状のご記入方法」をご確認の上、委任状に必要事項をご記入いただき、
- ②議決権行使書用紙と共に、
- ③返信用封筒にて、

2026年8月24日（月曜日）午後6時までに到着するようご返信ください。

※各議案につき賛否の表示がない場合には、会社提案議案に「賛」、株主提案議案に「否」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

※委任状による議決権行使と議決権行使書またはインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合は、委任状による議決権行使の内容を有効なものとして取り扱わせていただきます。

委任状のご記入方法

（当社取締役会の考えにご賛同いただける場合）

下記のとおり、記入漏れの無いように①～⑥までご確認・ご記入ください。

委任状	
SAAFホールディングス株式会社 御中	
① 主 幹 会 日 2026年8月25日	
私は、本代理人と定め下記の職務を委任いたします（代理人は書状においてご指定ください）。 1. 本臨時株主総会およびその取締役会または監査役会に出席して下の議案につき私の指示（○印で表示）にしたがって、議決権を行使すること。ただし、各議案に対して賛否の表示がない場合、各議案の原案に対して賛成または反対が提出された場合、および議事進行その他株主総会の手続等に関係する動議が提出された場合は、いずれも賛成といたします。	
② 委任期限の満了日 2026年8月24日	
会社提案 議案 ③ 株主提案 議案 ④	賛 否 ⑤ 賛 否 ⑥
① 委任先の記入は不要です。空欄のままご返送ください。 ③ 第1号議案の賛否欄に「賛」に○印をご記入ください。 ④ 第2号議案の賛否欄には「否」に○印をご記入ください。	
② 委任状に記載された日付をご記入ください。 ⑤ 株主様ご自身のお名前をご記入ください 法人名義の場合には、会社名と代表者名の双方をご記入ください。	
⑥ ご捺印（認印可）をお願いいたします。	

※ 議決権行使書用紙とは切り離さずにご返送ください。

当社取締役会の考えに、ご賛同いただける株主様におかれましては、上記のとおり、

第1号議案には「賛成」、第2号議案には「反対」

の委任状による議決権行使をしていただきますよう、お願い申し上げます。

2 変更箇所②（変更箇所は下線を付しています。）

変更ページ	9 ページ	変更箇所	第1号議案の「2 提案の内容」
変更前	(前略)		
	2026年8月25日	本臨時株主総会	
	2026年9月 <u>24</u> 日	本新株予約権の無償割当ての基準日	
	2026年9月 <u>25</u> 日	本新株予約権の無償割当ての効力発生日	
	2026年10月頃	本新株予約権取得の効力発生日	
	2026年11月頃	第1回B新株予約権の行使期間の初日	
	2041年10月頃	第1回B新株予約権の行使期間の末日	
	(後略)		

変更後	(前略)	
	2026 年 8 月 25 日	本臨時株主総会
	2026 年 9 月 <u>14</u> 日	本新株予約権の無償割当ての基準日
	2026 年 9 月 <u>15</u> 日	本新株予約権の無償割当ての効力発生日
	2026 年 10 月頃	本新株予約権取得の効力発生日
	2026 年 11 月頃	第 1 回 B 新株予約権の行使期間の初日
	2041 年 10 月頃	第 1 回 B 新株予約権の行使期間の末日
	(後略)	

3 変更箇所③（変更箇所は下線を付しています。）

変更ページ	14 ページ	変更箇所	別紙 1 の「5. 基準日」及び「6. 本 A 新株予約権の割当てが効力を発生する日」
変更前	5. 基準日 2026 年 9 月 <u>24</u> 日（以下「基準日」という。） 6. 本 A 新株予約権の割当てが効力を発生する日 2026 年 9 月 <u>25</u> 日		
変更後	5. 基準日 2026 年 9 月 <u>14</u> 日（以下「基準日」という。） 6. 本 A 新株予約権の割当てが効力を発生する日 2026 年 9 月 <u>15</u> 日		

以上